

令和 8 年第 2 回定例会都市経済委員会会議録

令和 8 年 6 月 15 日

10 時 00 分

全員協議会室

出席者氏名

櫻井 速人 委員長
加藤 勉 委 員
大竹 昇 委 員

岡部 賢士 副委員長
椎塚 俊裕 委 員
大野誠一郎 委 員

欠席者氏名

金剛寺 博 委 員

執行部説明者

副 市 長	木村 博貴	市民経済部長	中村 兼次
都市整備部長	橘原 剛	市民経済部次長	服部 淳
都市整備部次長	廣田 裕一	市民窓口課長	森下 健史
地域づくり推進課長	広瀬 雅巳	商工観光課長	櫻井 貴之
農業政策課長	鎌倉 克彦	農業委員会事務局長	松崎 竜弥
生活環境課長	石井 孝幸	廃棄物対策課長	小杉 茂
都市計画課長	秋山 正典	道路公園課長	渡辺 一也
下水道課長	伊藤 正晶		
商工観光課長補佐	藤田 雅之（書記）		

事 務 局

主 幹 建林 尋乃

事 務 局

議案第 4 号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 和解に関することについて
議案第 10 号 令和 8 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 号）の所管事項について
議案第 11 号 令和 8 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 13 号））の所管事項について
報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第 8 号））
報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

○櫻井委員長

それでは、ただいまより都市経済委員会を開会いたします。

本日、御審議頂きます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第4号、議案第9号、議案第10号の所管事項、議案第11号、報告第3号の所管事項、報告第4号、報告第5号の7案件でございます。

これらの案件につきまして御審議頂くわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り、簡潔にお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。議案第4号 龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

それでは議案書16ページを御覧ください。

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてです。

この条例の一部改正につきましては、出入国管理及び難民認定法などの関係法令の改正によりまして、日本に中長期在留する外国人が所有する在留カード、特別永住者が所有する特別永住者証明書がそれぞれ個人番号カードと一体化し、特定在留カードと特定特別永住者証明書として発行されることとなりました。

これらの法改正に伴いまして、当該印鑑条例の第14条第2項第1号では、コンビニ交付機における申請について、第2号では、窓口での申請について、第3号では、市公式LINEによる申請についての規定にそれぞれ、特定在留カードと特定特別永住者証明書の文言を加えることで、それらのカード等を使用して印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにしようとするものです。なお、改正後の条例につきましては、公布の日から施行しようとするものです。

説明につきましては以上です。

○櫻井委員長

執行部の説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

〔発言する者なし〕

ほかにないようですので採決いたします。

議案第4号、本案は原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 和解に関することについて執行部から説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

議案書35ページになります。

和解に関することについてです。

これは、龍ヶ崎市が交付を受けた茨城県身近なみどり整備推進事業費補助金の一部を茨城県に返還した事案が発生したことにより生じた損害に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、和解の相手方につきましては別添参考資料のとおりとなります。

2番で経緯、概要についてです。

これは、市が茨城県から茨城県身近なみどり整備推進事業費補助金の交付の決定を受け、和解の相手方と協定を締結し、所有する森林の整備を行ったものです。

本来であれば、協定締結年度の翌年度から10年間は開発等による転用、全面伐採等を行わないこととなっておりましたが、その後、この協定を承継せずに和解の相手方から第三者に売却され、その経緯の中で事務手続の不手際もあり、第三者により当該対象森林の一部が伐採されてしまったものです。

その後、和解の相手方、第三者、当時の担当者に経緯や事実関係を確認していく中で、和解の相手方から返還金等の85万3,450円を負担する旨、合意が得られたことから、3番の和解の内容のとおりに和解をしようとするものです。

なお、先般の第1回市議会定例会におきまして、同額を補正予算として計上させていただき、議決を頂いたことから、既に茨城県に対し同額を返還しているものです。

説明につきましては以上となります。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

大竹昇委員。

○大竹委員

市民の皆さんに分かりやすく、私たちが説明するのには、この茨城県の身近なみどり整備推進事業の趣旨を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

身近なみどり推進事業の趣旨についてでございます。

生活に身近な平地林や里山の整備保全を目的としまして、地権者同意のもと、市が地権者にかわり、下刈りなどの森林整備を行い、県から市へ事業費が交付される事業でございます。

本事業は、県の森林環境湖沼税が財源となりまして、市では、平成20年度から令和3年度まで本事業を活用し森林整備を行ってございます。

令和3年度に当事業は終了しております。

以上でございます。

○櫻井委員長

大竹昇委員。

○大竹委員

詳細について分かりました。

この趣旨自体が非常に素晴らしいことと私は思っているので、過去において龍ヶ崎市での件数や、県下で1番多く実施している市町村はどこか、また、どのぐらいの面積を整備しているのか、詳細をお聞かせください。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

当市の件数や県下で1番多くこの事業を実施している市町村をお答えいたします。

平成20年度から令和3年度の期間で、当市では32か所、30.64ヘクタールを事業実施してございます。

茨城県内では、1番多く実績がございましてのは、つくば市で100か所、290.76ヘクタールの実績がございまして。

以上でございまして。

○櫻井委員長

大竹昇委員。

○大竹委員

非常にそのような形でSDGsの世界の中で、かなりいい政策だと思いますので、終了したということではございますけれども、今回の件に関して、伐採された森林の跡地は、どのような状況であるか聞かせてください。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

現在の状況でございまして。今の現状は、大部分は更地になってございまして、伐採された木材などが置いてあるといったような状況になってございまして。以上でございまして。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。大野誠一郎委員。

○大野誠一郎委員

和解をするのは別に何ら異存はないのですけれども、この原因というのは、協定が第三者に承継されなかったということが原因なのか。あるいは、龍ヶ崎市がそういったことに気がつかないで、届出を受理したということなのですが、そういった重なったダブルミスということで問題が起きたのかお尋ねしたいと思います。

○櫻井委員長

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

今ほど大野委員からお話がありましたとおり、本来であれば、協定書上、第三者に譲渡するときには、承継をしていただくことになっていたこと。それともう一つ、その後、事務処理で、不手際があったということで、その2点が原因であったというふうに考えております。以上でございまして。

○櫻井委員長

大野誠一郎委員

○大野誠一郎委員

この一部の返還金、59万4,118円というのは、面積的にはどのくらいのものでしょうか。

それから地番が書いてあると思うのですけれども、一筆の地番であるかどうかもお尋ねいたします。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

面積でございます。面積は 0.63 ヘクタールでございます、筆数は一筆でございます。
以上でございます。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 9 号、本案は原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 10 号 令和 8 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 号）の所管事項について
執行部から説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

議案書（別冊）の 1 ページになります。

議案第 10 号 令和 8 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、都市経済委員会所管事項
について御説明をさせていただきます。

1 ページで第 1 条歳入歳出予算の補正になります。

これは、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 5,803 万円を減額し、歳入歳出予
算の総額をそれぞれ、308 億 6,297 万円としようとするものです。

まず初めに、市民経済部の所管事項について御説明をさせていただきます。

それでは 9 ページをお開きください。歳入となります。

説明の欄で、下から 2 番目の丸印、身近なみどり整備推進事業返還金です。

これは、今ほど議案第 9 号として御審議を頂きました和解に関することに係る返還金となります。

次に、10 ページをお開きください。歳出となります。

同じく説明の欄で、下から 2 個目の丸印で、戸籍システム改修事業です。

これは、住民票に記載されている旧氏を戸籍の附票に連携し、職権記載するためのシステム改修
費となりますが、令和 7 年度事業として前倒しとなったことから、184 万 8,000 円を減額しよう
とするものです。

その下の丸印で、住民記録等証明事務費です。

これは、戸籍氏名ふりがなの初期登録に係る既存システムの改修費となりますが、令和 7 年度事
業として前倒しとなったことから、52 万 8,000 円を減額しようとするものです。

次のページで、上から 3 個目の丸印です。農業公園豊作村管理運営費です。

これは令和 7 年度に実施いたしました、自家用電気工作物年次点検におきまして、不良箇所と
して報告された真空遮断器、過電流継電器などを修繕するものです。

以上が市民経済部の所管事項についての説明となります。

○櫻井委員長

橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

それでは都市整備部所管事項について御説明をいたします。

ただいまのページと同ページでございます。11 ページをお願いいたします。

上から3 枠目の表でございます。

8 土木費、5 下水道費、目 1 下水道費の右側の丸印、下水道事業会計繰出金になります。

こちらにつきましては、下水道管路特別重点対策事業の修繕費が、国の通達によりまして、下水道事業債の対象となったことで、一般会計からの雨水処理負担金の繰り出しが不要となりましたことから、1,788 万 8,000 円を減額補正するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

大竹昇委員。

○大竹委員

議案第 10 号別冊 11 ページです。

農業公園のところの遮断器等々の工事という話を聞かせていただきましたけれども、もう少し詳しくお聞かせ願いたいのと、物価や人件費等々も上がっているので完成予定日、そのようなところもお聞かせ願えれば幸いです。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

工事費の使用内容の詳細についてでございます。

農業公園豊作村施設におきまして、令和 7 年度自家用工作物年次点検で報告された不良箇所について緊急的に修繕をするものでございます。

具体的には、キュービクル内の真空遮断器の改修のほか複数ございまして、そちらが経年劣化のため更新工事を行うものでございます。

工期についてでございます。

約 4 か月を予定しておりますが、現在、社会情勢上、資材の納期に時間を要するものが想定されてございます。できるだけ早い対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 10 号、本案は原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 11 号 令和 8 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について執行

部から説明願います。
橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

それでは、別冊の15ページをお願いいたします。

議案第11号 令和8年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

こちらの補正予算につきましては、雨水処理負担金の減額及びウォーターPPP導入検討調査事業費の追加計上と、企業債と国庫補助金の補正を行うものでございます。

まず、第2条の収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款公共下水道事業収益、第1項営業収益については、1,789万2,000円の減額となります。

その内訳につきましては、雨水処理負担金で当初計上していた下水道管路全国特別重点調査で対策が必要となった管路の修繕費分の国からの通達により、下水道事業債の対象に追加され、普通交付税の措置をとることが可能になったことなどによるものでございます。

次に、第2項営業外収益については、国庫補助金の実際の内示額に伴い、276万3,000円を減額するものでございます。

次に、支出の第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用につきましては、1,059万3,000円の増額となります。

その内訳につきましては、委託料のウォーターPPP導入検討調査業務委託の追加業務でございます。

これまでは本市単独型での導入可能性について、検討してまいりましたが、国からの推奨や茨城県からの要請を踏まえまして、広域型のウォーターPPPの可能性調査を実施する必要性が生じたことから、所要の予算を計上させていただいております。

次に、第2項営業外費用については、企業債の利子償還金額の借入れ条件確定に伴い、157万5,000円を減額するものです。

続きまして、16ページをお願いいたします。第3条の資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款公共下水道事業資本的収入、第1項企業債につきましては、4,040万円の増額となります。

その内訳につきましては、各事業において活用予定であった国庫補助金の内示額が下回ったことに伴い、事業の財源構成を見直すため、資本費平準化債の限度額を見直しするものでございます。

次に、第3項国庫補助金につきましては、国庫補助金の実際の内示額に伴い、3,437万7,000円を減額するものです。

次に、支出は第1款公共下水道事業資本的支出、第2項企業債の償還金について、借入れ条件確定に伴い、365万円を減額するものでございます。

次に、その下の第4条継続費につきましては、先ほど収益的支出で申し上げました、広域型ウォーターPPPの可能性調査費の増額に伴い、令和8年度分の年割額を722万7,000円から1,782万円に改め、総額を2,240万7,000円から3,300万に改めるものでございます。

次に、17ページからの第5条企業債、18ページの第6条他会計からの補助金、第7条利益剰余金の処分については、今回の補正予算に伴いそれぞれを改めるものでございます。

次に、20ページからの補正予算実施計画、22ページからの予定キャッシュフロー計算書、26ページの継続費に関する調書、28ページからの予定貸借対照表、38ページからの令和8年度注記、42ページからの補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更及び財務書類の変更等の説明書類となりますので、御覧頂ければと思います。

説明は以上となります。

○櫻井委員長

執行部の説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

岡部賢士委員。

○岡部委員

今の説明の中で、ウォーターＰＰＰ導入検討の可能性調査で追加計上しているということがありましたこの、導入検討事業についての内容をもう少し詳しく教えてください。

○櫻井委員長

伊藤下水道課長。

○伊藤下水道課長

まず、ウォーターＰＰＰとは、上下水道などの水インフラの維持管理や更新を自治体と民間企業が長期契約で、管路やポンプ場等の維持管理業務を一括して包括契約し、一体的に行う官民連携の仕組みで、民間のノウハウや技術を生かして、老朽化対策や効率的な運営を目的に、国が推進している方式でございます。

ウォーターＰＰＰ事業の実施に際しては、自治体等が単独で事業を実施する単独型と、県や複数自治体と連携して事業を実施する広域型という方法がございます。

本市が、導入を進める理由としましては、まず今後、老朽化が進む下水道管渠の管理や、人材不足という効率的な運営の目的以外に、今後見込まれています污水管等の改築、改修工事や調査を行う場合の国費支援について、令和９年度以降、ウォーターＰＰＰの導入が決定されてないと、国の交付金等が受入れ受けられなくなると示されていることから、財源確保の必要性からも導入を検討しているところでございます。

○櫻井委員長

岡部賢士委員。

○岡部委員

国の交付金の条件というところもあってというところですが、今までは市単独型でという御説明だと思いますが広域型というのは、具体的には県とかどのぐらいの広域の範囲で、どんなメリットが市としては得られるものなんでしょうか。

○櫻井委員長

伊藤下水道課長。

○伊藤下水道課長

今回、広域型という県が示しているもののエリアとしましては、霞ヶ浦常南流域下水道。

こちら上は、つくば市から利根町まで、県の污水管が流れている中で、そちらに龍ヶ崎市も流しているところがあります。

エリアとしては霞ヶ浦常南流域下水道のエリアで、県は広域型を示しております。

広域型のメリットとしましては、広域で業務を一括管理することによる規模の経済的な働きとか、維持管理コストの抑制や効率化が見込まれるほか、民間事業者の高度な技術やノウハウを広域全体で共有することで、専門的人材の確保や安定的な運営基盤の強化が期待できるかなと想定しております。以上です。

○櫻井委員長

岡部賢士委員。

○岡部委員

よく理解できました。

市にとっていいように、調査を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

加藤勉委員。

○加藤委員

ウォーターＰＰＰの広域型ということで、公共下水道事業は龍ヶ崎単独で、ただ、本管については県南下水道流域で流れていますけど、このウォーターＰＰＰ方式でやらないと国の交付金の対象にならないということは、今のごみ焼却やごみ処理、それから上水道の県内一元化の話が、プランに上がって、実際の作業として進んでいるのですが、公共下水道事業も単独自治体で動くというよりは、広域的な組織編成になっていく方向の一環なのですか。

その辺、直接の補正予算と少しずれるかもしれませんが、今後どんな方向になっていくのか。もしそういう情報があれば教えていただきたい。

○櫻井委員長

伊藤下水道課長。

○伊藤下水道課長

ウォーターＰＰＰということで国が推奨する下水道管理の一環の方針なんですけど、令和８年の１月に国土交通省が公表しました上下水道施策の基本的な在り方検討会で、第２次取りまとめとして、小規模なウォーターＰＰＰ案件が乱立すると非効率となるため、広域連携を前提とした質の高い案件形成を進めることが重要であると整理してあることから広域での検討を進めているところでございます。

○櫻井委員長

加藤勉委員。

○加藤委員

小規模のＰＰＰが乱立しないように、そういう方向性が出てということで、実際に今ある、ごみ処理とか上水道みたいに、例えば、県内幾つかに分けて一元化していくみたいな方向を今現実に明確に出してるわけじゃないんですか。

その辺教えてください。

○櫻井委員長

伊藤下水道課長。

○伊藤下水道課長

あくまで今検討してる段階でありまして、明確な方向性はございません。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

椎塚委員。

○椎塚委員

そうすると、国・県の要請もありまして広域的にウォーターＰＰＰを進めるということなんです

が、今年度令和8年に限っては、どのような調査をしていくとお考えですか。

○櫻井委員長

伊藤下水道課長。

○伊藤下水道課長

本市としましては、先ほども御説明した令和7年度に単独型の導入の検討を進めているところでございます。

令和8年度に関しては、今進めてます単独型とこの広域型、当市としてどちらが適正かを検討して、検討する資料を作成するために民間に発注するという計画で進めております。

結果的には令和9年度中に広域型がいいのか、単独型がいいのかを判断できればと考えております。

○櫻井委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

分かりました。

これからの検討ということで、重要な部分ではあると思いますので、ぜひ、いい方向に進めていただければと思います。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第11号、本案は原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎一般会計補正予算（第13号））の所管事項について執行部より説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

それでは議案書の94ページをお開きください。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてです。

これは地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

続きまして、別冊議案書の45ページ、こちらを御覧ください。

処分第8号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第13号）です。

第1条 歳入歳出予算の補正です。これは既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,771万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ336億8,934万1,000円とするものです。

このうち都市経済委員会所管事項について御説明をさせていただきます。

まず初めに、市民経済部の所管事項となります。

それでは 48 ページをお開きください。第 2 表を継続費の補正です。

新長戸コミュニティセンター建設事業で 1,815 万 7,000 円を減額したものです。これは、決算見込みにより、令和 7 年度事業費及び全体事業費を減額したものです。

次に、50 ページをお開きください。これは前のページからの続きで第 4 表地方債補正です。

最上段の枠で、新長戸コミュニティセンター整備事業で限度額を 1,700 万円減額したものです。

その三つ下の枠で、市街地活力施設整備事業で限度額を 90 万円減額したものです。

いずれも詳細は歳出の項目で御説明をさせていただきます。

続きまして 54 ページをお開きください。歳入となります。

1 番下の大きな枠で市債となります。

説明の欄で最上段の丸印、新長戸コミュニティセンター整備事業債で発行額を 1,700 万円減額したものです。

三つ下の丸印、市街地活力施設整備事業債で発行額 90 万円を減額したものです。

いずれも詳細は歳出の項目で御説明をさせていただきます。

続きまして、56 ページをお開きください。ここから歳出となります。

説明の欄で上から 2 番目の丸印で、新長戸コミュニティセンター建設事業です。

これは、新長戸コミュニティセンター建設事業に係る事業費の決算見込みにより、2,177 万 8,000 円を減額したものです。

続きまして、最下段の丸印で、市街地活力施設整備事業費です。

これは、前に照明 LED 化工事に係る事業費の決算見込額により 71 万 5,000 円を減額したものです。

以上が市民経済部の所管事項についての説明となります。

○櫻井委員長

橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

続きまして、都市整備部所管事項につきまして御説明をいたします。

初めに、48 ページをお願いいたします。

2 枠目の表、第 3 表繰越明許費補正の追加分となります。

上から 2 段目、8 土木費 2 道路橋梁費の 1 段目の道路維持補修事業についてでございます。

こちらにつきましては、東京電力株式会社による無電柱化事業に伴う道路照明移設工事において入札不調により年度内の工期確保が困難となったため、工事費 658 万 9,000 円を繰り越すものでございます。

続きまして、その下の道路管理民間移行事業についてでございます。

こちらは、道路路面清掃業務委託についてこちらも入札不調により年度内の履行確認、履行期間の確保が困難となったため、委託料 128 万 7,000 円を繰り越すものでございます。

続きまして、その下の枠、繰越明許費補正の変更分になります。

1 番上の段、8 土木費 2 道路橋梁費の市道第 I - 12 号線外整備事業についてでございます。

当該事業につきましては、令和 8 年第 1 回定例会にて、設計及び境界確定業務費として 1,735 万 4,000 円の繰越し手続をとらせていただいているところでございますが、その後、道路整備に伴う東京電力及び N T T の電柱移設工事につきましても、年度をまたぐ見込みとなりましたため、補償金 485 万円を新たに追加をいたしまして、2,220 万 4,000 円を繰り越すものでございます。

続きまして、50 ページをお願いいたします。

10 地方債補正の変更でございます。上から 5 段目の地方道路等整備事業についてでございます。

こちらは工事費等の確定に伴い、発行額を減額するものでございます。その内訳につきましては、道路改良工事が 1,840 万円の減額。

市道第3-373号線ほか整備事業におきましては960万円、市道第I-12号線ほか整備事業につきましては810万円の減額を計上しております。

これら合計で3,610万円を減額補正することにより、地方債の限度額を当初4億1,450万円から3億7,840万円へ変更するものでございます。

続きまして、その下の排水路整備事業債についてでございます。

本県におきましても工事費等の確定に伴い発行額を減額するものでございます。

内訳といたしましては、排水路実施設計業務及び光順田地区ほか3か所における排水路整備工事の事業費が確定いたしましたことから、1,280万円を減額するものでございます。

これにより、地方債の限度額を当初の3,560万円から2,280万円に変更するものでございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。歳入でございます。

1番上の表、15国庫支出金、2国庫補助金、5土木費国庫補助金の説明欄の社会資本整備総合交付金（通学路交通安全対策分）でございます。

こちらにつきましては、通学路安全対策事業の交通安全施設工事費の確定に伴いまして、交付金の額を96万1,000円減額するものでございます。

次に、1番下の枠になります。

22市債1市債のうち上から4段目、5土木費債、節1道路橋梁債の説明欄の地方道路等整備事業債です。

こちら、地方債補正で御説明したとおりでございます。

次に、その下の節2河川債、排水路整備事業債です。

こちらについても先ほど地方債補正で御説明したとおりでございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。歳出でございます。

上から2枠目の表、8土木費、2道路橋梁費、目2道路維持費の右側の丸印、通学路安全対策事業です。

こちらはカーブミラーや区画線等の交通安全施設整備事業でございますが、工事費の確定に伴い、31万2000円を減額するものです。

続きまして、その下の目3道路新設改良費の1番上の右側の丸印、道路改良事業でございます。

まず、こちらの委託料につきましては、若柴町地内の市道第1-324号線の道路改良事業に係る分筆と登記費でございますが、昨年度中の寄附受納の見込みが立たなかったことから、305万円を減額するものでございます。

次に、その下の工事請負費につきましては、若柴町地内の市道第I-2号線の道路改良事業において工事費の確定に伴い、200万円を減額するものです。

次に、その下の補償補填及び賠償金につきましては、市道第1-324号線の道路改良事業に係る電柱移設補償金でございますが、電力会社との交渉に時間を要し、令和7年度の支払いに至らない見込みとなったことから、1,540万円を減額するものでございます。

次に、その下の丸印、市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業でございます。

こちらにつきましては、佐貫3号線の道路新設改良事業でございますが、設計積算業務費の確定に伴い、16万円を減額するものです。

次に、その下の市道第3-373号線外整備事業でございます。

こちらは、泉町地内の舗装路上再生修繕工事でございますが、工事費の確定に伴い、1,072万円を減額するものでございます。

その下の丸印、市道第I-12号線外整備事業です。

こちらの委託料につきましては、道路設計業務費の確定に伴い、270万円を減額するものです。

次に、その下の補償補填及び賠償金につきましては、電柱移設に伴う補償金でございますが、移設費用の確定に伴い、635万円を減額するものです。

続きまして、その下の表、8土木費、3河川費、目2排水路整備費の右側の丸印、排水路整備事業でございます。

こちらの委託料につきましては、川崎町の江川護岸工事の家屋調査費と貝原塚町における排水路

工事の実施設計業務の業務費の確定に伴い、123万8,000円を減額するものです。

次に、その下の工事請負費につきましては、光順田、泉、中谷原、川原代地区の各地区における排水路整備工事の各工事費の確定に伴い、1,665万円を減額するものです。

次に、その下の補償補填及び賠償金につきましては、江川護岸工事の家屋調査に伴う補償金でございますが、工事による影響が生じなかったため、50万円を減額するものでございます。

○櫻井委員長

説明につきましては以上でございます。

執行部の説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

48ページの第3表繰越明許費補正のところで、土木費で入札不調による繰越明許費補正がされます。

何件かあったと思うんですが、入札不調になった要因というのはどんなものが考えられるのかお聞かせください。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

繰越しとなった理由なんですが、まず道路維持補修事業に関しては、道路照明の移設工事なんですけども、相手方、東京電力のほうで無電柱化工事を実施してまして、それとの工期の調整で不要の時間がかかり起工が遅くなったこともありまして、相手方から適正な工期がとれないということで辞退ということになりましたので不調となりました。

続きまして、道路管理民間移行事業なんですが、こちら入札で札を入れてもらったんですが、不足書類がありまして、無効となってしまったため入札不調となりました。以上です。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

道路維持補修のほうは、そういうことで辞退されて、もう一つの不足の書類があったというところで、そうしますと今年度、対応していくようになるかと思うんですが、その辺はどのように対応していく予定になっているのか。

お聞かせください。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

道路維持補修事業の道路照明に関しましては、4月早々に起工を行いまして、適正な工期を確保をして発注いたしました。5月4日で契約を結んでおります。

路面清掃民間移行事業の路面清掃業務委託に関しましても、4月中に起工を行いまして、今月中の見積り合わせが行われる予定となっております。以上です。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。
加藤委員。

○加藤委員

関連で聞くので駄目だったらとめていただければ。
今の道路管理の民間移行の話が出てて、公園もそうじゃないですか。
管理事務所の今後の方向ってどうなっていくのか。
当初予算の話を聞いたときもちょっと思ったんですけど、その辺どうなっていくのですかね。
ここで答えられなかったら違う機会に聞きますからいいんですけど。

○櫻井委員長

橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

施設管理事務所の状況でございます。
現在だんだん定年の方もどんどん増えまして、徐々に縮小はされてきているような状況でございます。
今後においてもまだ期間的にはまだ人数がおりますので、20人程度はおります。
今後だんだん縮小されていくというような状況で考えております。

○櫻井委員長

加藤勉委員

○加藤委員

金額面だと民間に移行、きっとありなのかなと思うんですけど。
契約の仕方で包括の契約を結べばそんなことないのしょうけど、いろんな地域で対応するのは、ある程度一定の事務所の職員は、やっぱり要るべきかなと思っているので。
これはあくまで意見として。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。
報告第3号、本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第8号））について執行部から説明願います。
橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

議案書の95ページをお願いいたします。
報告第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

こちらは地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分をしたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

別冊の 63 ページをお願いいたします。

報告第 4 号（処分第 9 号） 令和 7 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第 8 号）でございます。

まず、この専決処分における補正予算につきましては、下水道未普及区域に係る下水道管路等の新設工事について、茨城県との協議の結果、舗装の復旧面積の拡大に伴う工事請負費の増額とその財源となる企業債の増額を行うものでございます。

それではまず、第 2 条資本的収入及び支出でございます。

収入の第 1 款公共下水道事業資本的収入、第 1 項企業債については、7 国補、下水道中山第 4－8 号外枝線工事の工事費の増額の見込みに伴い、390 万円を増額するものでございます。

次に支出の第 1 款公共下水道事業資本的支出、第 1 項建設改良費については、7 国補を下水道なる第 4－8 号外枝線工事において、県道管理者との協議の結果舗装の復旧面積の拡大に伴い、工事請負費を 387 万円増額するものでございます。

次に、次ページの第 3 条企業債及び第 4 条利益剰余金の処分につきましては、今回の補正予算に伴い、それぞれを改めるものでございます。

次に、65 ページの補正予算実施計画、66 ページからの予定キャッシュフロー計算書、70 ページからの予定貸借対照表、80 ページからの令和 7 年度注記、84 ページからの補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更及び財務書類の変更等の説明書類となりますので、御覧頂ければと思います。

説明につきましては以上となります。

○櫻井委員長

執行部の説明ありましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

報告第 4 号、本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

それでは、議案書の 96 ページをお願いいたします。

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）でございます。

これは地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、専決処分を行ったもので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページの 97 ページ、及び参考資料のほうの 2 ページを御覧ください。

こちらにつきましては、令和 8 年 2 月 25 日午後 7 時 30 分頃、龍ヶ崎市向陽台 4 丁目 2 番地 1 2 のつくばの里向陽台公園の駐車場において発生した事故に係る和解交渉に関する事項でございます。

事故の内容につきましては、当該駐車場のわきにある樹木の倒木により、当該駐車場に駐車中の市民の方が所有する普通乗用車の左側フロントバンパーとドアルーフトランク及びリアバンパーを

破損させたものでございます。

本件の損害賠償につきましては、市の過失割合を100%と認め、損害賠償額147万1,813円をもって、相手方との和解が成立したものでございます。

今後につきましては、同様の事故が発生しないように、樹木の点検及び管理体制を強化をいたしまして、再発防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○櫻井委員長

執行部の説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

再発防止に樹木の点検等というお話がありましたが、この倒木の原因っていうのは管理不全が原因ということなんでしょうか。

それとも何か突発的な自然災害が要因とするものなのか、お聞かせください。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

当日ですが、風が平均風速6.3メートル程度吹いておりました。風向きは北北東です。

原因としましては、根っこ部分が腐っている、いわゆる根ぐされ状態になっていたということで、倒木が発生したと考えております。

以上です。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

風速6.3メートルってことでかなり強風だったというのはあるんですけど、これ、夜というかもう2月の午後7時半頃についていうことになってますが、こんな時間も空いてる公園なんですか。

そんな、何のために駐車していたのか分かりますか。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

一応公園の駐車場は24時間入れる状態になっておりますので、夜間でも車をとめて休憩か、何をしていたのか分かりませんが、車の中に所有者の方が乗っていたということです。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

人が乗っていたということで今驚いたところで、特に人的被害はなかったんでしょうか。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

当日、倒木の連絡を受けまして、すぐにうちの職員が現地に行きまして、運転者のけが等ないことを確認しております。

以上です。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

通常、自然災害的なものであれば、市がどこまで補償しなきゃいけないのか、単純にちょっとそう思うところがあるんですけど、この辺の和解に、話合いがされたと思うんですけど、それは当市の顧問弁護士か何か、そういう方と相手方とやったのか、誰がどのような話合いでこういう和解に至ったのかも教えていただきたいと思います。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

まず交渉についてですが、交渉は市と相手方がやりまして、保険会社等に相談しながら、この割合が決まっていたということでございます。

以上です。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

そうしますと、市の保険会社と相手方の保険会社で、市の保険会社が相手方と直接交渉されたということでしょうか。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

保険会社に対しては市からこういった案件があったので、過失割合はどうなるのでしょうかと相談をしまして、あくまで相手と交渉したのは市の担当者と相手で話をして、割合が決まりました。以上です。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

例えば、これが今回樹木が根腐れしていたという市の落ち度があったのだと思うんですけど、突発的な例えば台風とか自然災害で、もしこういう倒木があった場合、法律的にはやっぱり市が負担すべきものになるのでしょうか。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

今回は、風速6.3メートルぐらいで強風ほどではない。

10メートル以上になると強風ということになるかと思いますが、台風とか、このような自然災害のときには、ケースバイケースで、樹木の状態ですとか、現場の状況、そのときの天候などについて考慮されると思いますので、ちょっと保険会社とも相談してみないとわからないのですが、100%にならない可能性もあるかと思います。

以上です。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

今、保険会社の関係でいろいろと事件があったりですとか、そういうニュースもあるんで、今回の案件はどうか分からないんです、こういう和解の案件に関してはやっぱりそれなりにその市の担当者が直接交渉するというよりは、やはり弁護士なりそういう法律に詳しい人を通して交渉とか話合いをされるほうがいいんじゃないかなというふうに思うところなんです、その辺の考え方としては、どうなのでしょう、市としては。

○櫻井委員長

楠原都市整備部長。

○楠原都市整備部長

弁護士というお話ですけども、保険会社等においても、やはりいろんな事例とかいろんな状況も知っておると思いますので、その中で弁護士に相談したりということも案件によってはあると思いますので、市の職員はあくまでも直接、お話をするんですけども、保険会社との意見を参考にしながらというか、ほぼ保険会社のほうの意見をもとに、交渉ということを行っておりますので、その辺の意見を参考に今後も行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

今回の案件に関しては本当、人的な被害までなくて、まずはよかったことなんだとは思いますが、特にそういう、災害的なところで市の公園だとか、24時間管理の部分でどこまで保障するのかっていうのはやはり、単純にもう100%簡単に和解というようなものではないとは思うので、今後そういうちょっと複雑な、判断難しいような案件はやはり法的なところも詳しいものにそういう話合いに参加してもらうというのがいいかとは思いますが、この案件に関しては特段、根腐れとの要因もあったというところで、理解いたしました。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないですので、採決いたします。
報告第5号、本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
以上で、委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして都市経済委員会を閉会いたします。